

【倶楽部競技総則】

倶楽部競技総則とは、以下に定める『競技の条件』『競技規定』『ローカルルール』を総括したものをいう。

競技の条件

1. 参加資格

プレイヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用し、プレイヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出したものとみなす。

3. 使用クラブの規格

ストロークを行うときに認められるクラブ・規則4.1aを適用する。

4. 使用球の規格

ラウンドのプレーに認められる球・規則4.2aを適用する。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレイヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋏等を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(a) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則5.7に従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレイヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレイヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレイヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレイヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則5.7bに決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレイヤーは競技失格となる。険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレイヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(c) プレーの中断と再開の合図について

・プレーの中断: カートに搭載されている無線により通報する。

・プレーの再開: と同時に、本部より競技委員を通じてプレイヤーに連絡することがある。

7. 練習

ストロークプレーにおいて、ホールとホールの間での練習を禁止する(規則5.5b)。ホールとホールの間では、プレイヤーは終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークをしてはならないし、終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストしてはならない。

8. 移動

ストロークプレーの競技では、正規のラウンド中のプレイヤー及び用具の移動は、1台のカートを共用して行うものとする。

9. キャディー(規則10.3)

正規のラウンド中、プレイヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は規則10.3aを適用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 競技の条件6項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

2. 予備グリーンは定義上「目的外グリーン」であり、球が目的外グリーンに触れているか、スタンスがかかる場合、プレイヤーは規則13.1fに基づいて救済を受けなければならない。

3. 競技委員会は競技中を含め、いつでも出場にふさわしくないと判断したプレイヤーの参加資格を取り消すことができる。

4. 競技委員会は規則1.2aに基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレイヤーを競技失格とすることができる。

5. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。

競技規定

1. 倶楽部競技について

倶楽部競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とローカルルール、競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または倶楽部内の掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本総則に罰が記載されている場合を除き、ローカルルールと競技の条件の違反の罰は、『一般の罰(2 打罰)』とする。

2. 競技ルール委員会(以下「委員会」という)の権限

- (a) 競技に関する一切の事項は、委員会が決定し、いずれの事由も変更する権限を有する。
- (b) すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- (c) 競技会において、委員が欠席する場合は、支配人に競技に関する事項を委任する。

3. 競技会参加資格

- (a) 当倶楽部のハンディキャップを保有していること。
ただし B クラス月例競技及び平日杯に関しては、ハンディキャップ非保有者も体験参加として入賞資格放棄を条件に参加を認める。尚、参加費用や競技費用は通常通り支払うものとする。
- (b) 三大競技^{※1}については、競技当日から遡って 1 年以内に、最低 2 回以上倶楽部競技に参加していること。

※1 三大競技とは理事長杯・倶楽部選手権・シニア選手権のことをいう。

4. 競技参加者の遵守事項

- (a) スタート 20 分前までにフロント備え付けの「競技会参加者名簿」に自署すること。
※競技当日の無断欠席は次回競技会への参加資格を失う。
- (b) スタート時間までにティーイングエリアに到着すること。(規則 5-3a)
- (c) 競技終了後、マーカー記入のスコアカードにマーカーの署名と自署の上、委員会に提出すること。(規則 3-3b)

5. 競技参加者の組み合わせ

競技参加者の組み合わせは 3 人または 4 人を 1 組とする。但し委員会が認める場合はこの限りではない。

6. 競技会の各種条件

競技名	競技会別参加資格	成立人数	使用ティ	順位決定について	申込期日	
月例および平日杯	A クラス(HC16.4 まで)	—	男子:フルバック 女子:フロント	①ハンディキャップ上位 ②年長者上位	2 カ月前の 1 日から受付開始 申込枠が埋まり次第締切	
	B クラス(HC16.5~HC30) ※HC30.1 以上は HC30.0 として可		男子:レギュラー 女子:レディース			
理事長杯予選	HC16.4 まで ※HC16.5 以上は HC16.4 として可	16 名以上	コンペティション ティ	①ハンディキャップ上位 ②年長者上位 (予選・決勝の通算スコアにより決定)	2 カ月前の 1 日から受付開始 14 日前の午後 5 時締切	
理事長杯決勝	予選上位 16 名	—				
倶楽部選手権予選	HC16.4 まで	16 名以上		マッチングスコアカード方式 ^{※3}		
倶楽部選手権一回戦	予選上位 16 名	—		規定ホール数で勝敗がつかない場合は どちらかが 1UP を得るまで延長		
倶楽部選手権二回戦	一回戦勝者	—				
倶楽部選手権準決勝	二回戦勝者	—				
倶楽部選手権決勝	準決勝勝者	—				
シニア選手権予選	本年末時点で 60 歳以上	16 名以上		マッチングスコアカード方式 ^{※3}		①1 位タイはサドンデスによるプレーオフ ②2 位以下はマッチングスコアカード方式 ^{※3} (予選・決勝の通算スコアにより決定)
シニア選手権決勝	予選上位 16 名	—				
グラントシニア選手権	本年末時点で 70 歳以上	8 名以上		レギュラー		マッチングスコアカード方式 ^{※3}
ゴールドシニア選手権	本年末時点で 75 歳以上		フロント			
女子倶楽部選手権	女性会員		フロント			
女子シニア選手権	本年末時点で 55 歳以上		レディース			
女子グラントシニア選手権	本年末時点で 70 歳以上		レディースフロント			

【※3 マッチングスコアカード方式】

- ・富士桜9H(1H~9H)の合計スコア⇒富士桜6H(4H~9H)の合計スコア⇒富士桜3H(7H~9H)の合計スコアの順で決定する。
- ・尚も決定しない場合は、9H、8H、7H・・・の順で各ホールのスコアを比較して決定する。

7. 競技成立後の参加者減少による競技不成立の条件

- (a) 三大競技予選および月例競技は参加者が 7 名以下になった時点で不成立。
- (b) その他競技は参加者が 3 名以下になった時点で不成立。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則2.1)アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ペナルティエリア(規則17.1)レッドペナルティエリアは赤杭をもってその限界を標示する。
3. 修理地(規則16.1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、ジェネラルエリアにあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
4. 動かせる障害物(規則15.2)
障害物を、(イ)特別な労力を要せず、(ロ)不当にプレーを遅らせる事無く、(ハ)物を壊す事無く、動かす事ができる場合、その障害物は動かせる障害物である。
5. 動かさない障害物(規則16.1)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 小砂利、ウッドチップ等で舗装した区域(枕木、丸太等を含む)。小砂利、ウッドチップの個体はルースインペディメントである。
 - (d) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - (e) 距離標示用の人工のヤーデージマーク(パッティンググリーン前後のものを含む)
 - (f) スプリンクラーヘッド(パッティンググリーンに近接するもの)パッティンググリーンからも球からも2クラブレンジス以内で、プレーの線上にある場合、プレーヤーは次のような救済を受けることができる。ホールに近づかずに障害を避けられる、ジェネラルエリア内にドロップしなければならない。
6. 電磁誘導カート用の2本のレールを含む全てのカート道路
電磁誘導カート用の2本のレールを含む全てのカート道路は、スタンスがかかる場合を含め、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。
7. ホールとホール間の白杭
コース内の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
8. 防球ネット
防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則16.1bにより処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
9. 距離計測器の使用について
全ての倶楽部競技において高低差機能を含めた距離計測器の使用を認める。

以上

改訂履歴

【令和8年1月1日】

- ・使用ティの追記
- ・電磁誘導カート用の2本のレールを含む全てのカート道路についてのローカルルール変更
- ・『競技規定』へ競技成立後の参加者減少による競技不成立の条件
- ・構成上の問題から『競技の条件』『競技規定』の記載順入れ替え

【令和7年1月1日】

- ・『競技規定』『競技の条件』『ローカルルール』を総括し倶楽部競技総則に名称変更
- ・文章全体の再構成
- ・『競技規定』 3.競技参加資格の変更